

## 協賛規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人海と日本プロジェクト in やまぐち（以下「本社団」という。）が行う活動に対する協賛の取り扱いについて基本事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程において「協賛」とは、当法人の目的に賛同し、その活動を支援するために行う金銭的な支援を提供することをいう。

### (協賛の募集)

第3条 協賛の募集に際しては、事業の目的、内容、協賛金の額、特典等を明確に示すものとする。

2 本社団は、協賛募集業務の全部または一部を広告代理店等の第三者に委託する場合がある。この場合、当該第三者との間で、委託契約の内容を明確に定めるものとする。

### (協賛の承認・辞退)

第4条 協賛申込者は、協賛の募集に際し本社団が定める方法により、本社団に対し、協賛の申込をする。

2 本社団は、協賛申込者の協賛の申込に対し、その承認または辞退を決定する。

3 協賛の申込が承認された場合には、本社団と協賛申込者は、別途、書面又は電磁的方法により協賛の具体的な内容を明らかにする。

4 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、本社団は協賛の申し出を辞退し、その旨を協賛申込者に通知するものとする。辞退にあたり、本社団は協賛申込者に対し、辞退の理由を説明する義務を負わない。

(1) 法令に違反する場合又はその恐れがある場合

(2) 協賛申込者が又はその役員、従業員が反社会的勢力に属する場合、もしくはそれらの活動が、当法人の目的または事業と相反するものと判断されるとき

(3) 協賛の受け入れにより当法人業務、財政、名誉、信用に支障が生じるとき、または当法人の目的の達成に資するものではないと判断される場合

(4) その他、協賛の受け入れが不適切であると本社団が判断した場合

5 協賛の承認後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知する。

(協賛金の使途)

第5条 協賛金は、当社団の活動に要する経費に充当するものとする。

(協賛と契約の公平性)

第6条 当社団が随意契約の方法により相手方を選定する場合において、協賛の有無や協賛金の額を選定の判断材料としてはならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年4月21日から施行する。